



おしらせ 豊かでさわやかな町

H 30. 3. 5号

しおはま

塩浜地区市民センター 塩浜団体事務局  
Tel 345-2403 Tel・Fax 347-0681

## 「第14回鈴鹿川グリーン作戦」

### 鈴鹿川清掃に参加しよう！

塩浜地区を流れる鈴鹿川をきれいにしたいとの思いを込めて、塩浜地区住民と関係企業、関係団体が協力して、鈴鹿川清掃を行います。

家族のふれあいや、子ども達の地域奉仕活動参加のいいチャンスです。

みんなでいい汗を流して地域の環境を守りましょう。



◇日 時 3月10日(土) 9時～11時  
※ 小雨決行・荒天の場合は、翌日11日(日)に延期します

◇集合場所 塩浜小学校 校庭

\*車でお越しの方は、小学校東側の昭和四日市石油(株)駐車場をご利用ください

◇清掃箇所 別紙のとおり(詳細は当日お示しします)

◇その他

- ・軍手、ごみ袋、はさみは用意します
- ・長ぐつ、または運動ぐつなど動きやすい履物でご参加ください
- ・参加者には終了後、参加賞をお渡しします



主催：鈴鹿川クリーン作戦実行委員会

塩浜地区連合自治会、塩浜地区社会福祉協議会、  
塩浜地区青少年健全育成委員会、塩浜中学校・同PTA、塩浜小学校・同PTA、  
石原産業(株)、昭和四日市石油(株)、日本アエロジル(株)、三重県環境保全事業団、  
三菱ケミカルグループ、三菱マテリアル(株)

協力：国土交通省三重河川国道事務所、四日市南警察署、交通安全協会塩浜支部、塩浜消防分団、  
海星中学校、海星高等学校、山九(株)、TSV1973、塩浜地区市民センター

協賛：クノール食品(株)、太陽化学(株)、JSR(株)、味の素(株)



## しおはまアレコレ

『花の植え替えありがとうございました』



2月21日(水)、塩浜商工振興会のみなさまに海山道駅・塩浜駅などに設置した  
プランターの花の苗を植え替えていただきました。ありがとうございました。





# 生ごみダンボールコンポスト講座

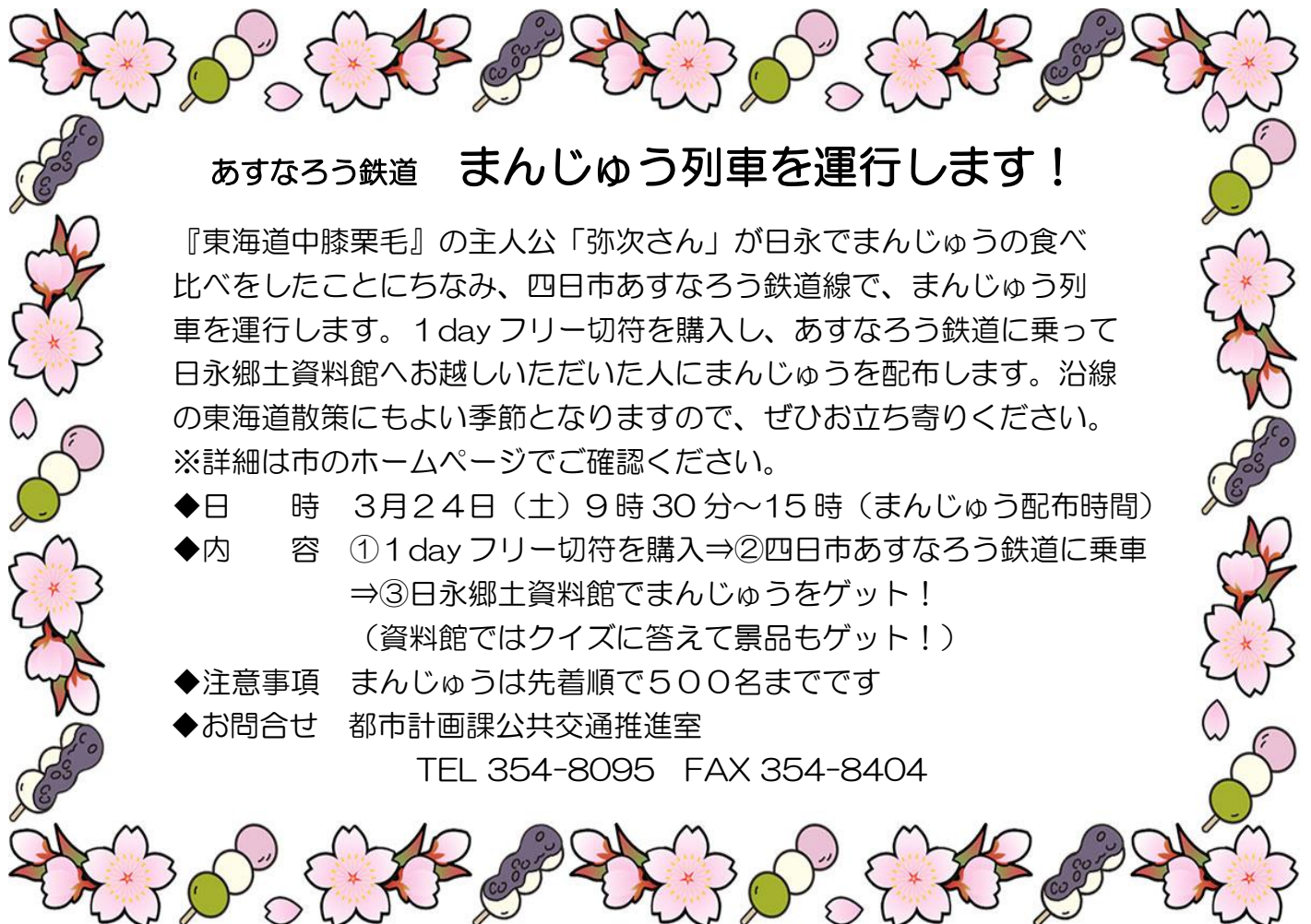
生ごみを分解し有機肥料として家庭菜園に利用できます。有機栽培を楽しみながらごみの減量化にご協力ください。お気軽にご参加を！

- ◇ 日 時 **3月29日(木)10時～**
- ◇ 場 所 **塩浜地区市民センター 1階 会議室**
- ◇ 定 員 25名
- ◇ 申込み 3月26日(月)までに塩浜地区市民センターへ TEL 345-2403



- \*新規の方には、ダンボール器材一式無料提供します。
- \*継続の方には、実費弁償としてダンボールコンポスター式 500円、  
基材のみ 300円で配布いたします。

主催：四日市ダンボールコンポストの会



## あすなろう鉄道 まんじゅう列車を運行します！

『東海道中膝栗毛』の主人公「弥次さん」が日永でまんじゅうの食べ比べをしたことにちなみ、四日市あすなろう鉄道線で、まんじゅう列車を運行します。1 day フリー切符を購入し、あすなろう鉄道に乗って日永郷土資料館へお越しいただいた人にまんじゅうを配布します。沿線の東海道散策にもよい季節となりますので、ぜひお立ち寄りください。  
※詳細は市のホームページでご確認ください。

- ◆日 時 3月24日(土)9時30分～15時(まんじゅう配布時間)
- ◆内 容 ①1 day フリー切符を購入⇒②四日市あすなろう鉄道に乗車  
⇒③日永郷土資料館でまんじゅうをゲット！  
(資料館ではクイズに答えて景品もゲット！)
- ◆注意事項 まんじゅうは先着順で500名までです
- ◆お問合せ 都市計画課公共交通推進室

TEL 354-8095 FAX 354-8404

# 四日市市議会 議会報告会のお知らせ

2月定例会議会の議会報告会を、3月27日、28日に開催します。常任委員会ごとに分かれて4会場で開催します（詳細は下記参照）。定例会議会でどのような議論がされたのかを、議員が直接、市民の皆さんにお伝えします。報告会の後にシティ・ミーティング（意見交換会）を開催します。市内に在住または通勤・通学する人を対象とし、事前のお申し込みは不要ですので、参加を希望する会場にどうぞお気軽にお越しください。

## 第1部：議会報告会 第2部：シティ・ミーティング（意見交換会）

| 月 日                              | 3月27日（火）               |                       | 3月28日（水）                      |                           |
|----------------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 時 間                              | 18:30~20:45            |                       | 18:30~20:45                   |                           |
| 常 任<br>委 員 会                     | 総 務                    | 都市・環境                 | 教育民生                          | 産 業 生 活                   |
| 所 管<br>事 項                       | 市政の企画、財務、<br>危機管理、消防など | 道路、住宅、上下水道、<br>環境衛生など | 教育、こども、<br>健康福祉など             | 商工業、農林水産業、<br>市民文化、市立病院など |
| シ<br>ティ・ミ<br>ーテ<br>ィング<br>テ<br>マ | ○防災全般について              | ○交通施策について             | ○教育民生常任委員<br>会の所管事項全般<br>について | ○市立四日市病院に期待<br>する役割       |
| 会 場                              | 橋北交流会館<br>3階第6会議室      | 常磐地区市民センター<br>2階大会議室  | 四郷地区市民センター<br>2階大会議室          | 保々地区市民センター<br>2階会議室       |

※頂戴するご意見は、口頭によるものを基本とします。

※全会場、手話通訳いたします（事前予約は不要です）。

※天候等により中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※進行状況によっては、記載された予定時刻よりも早く終わる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

問合せ 四日市市議会事務局 議事課 TEL 354-8340

## 4月からの「ごみ収集日程表」が配布されています

4月から1年分の『ごみ収集日程表』が、「広報よっかいち」3月上旬号と同時に配布されています。日程表のほかに、粗大ごみ個別有料収集についてや、家庭ごみなどの直接搬入先などが掲載されています。大切にご活用ください。

問合せ 生活環境課 TEL 354-8192



平成30年3月25日（日）

四日市市と近隣市町（桑名市、いなべ市、鈴鹿市、亀山市、東員町、菰野町、津市、松阪市）の7市2町で

## 日曜窓口を開設します

◎四日市市役所の開設場所と内容

| 階  | 窓口                                | 取扱業務   |
|----|-----------------------------------|--|
| 1階 | 市民課<br>☎354-8152                  | 転入・転出などの手続き（継続転入・転出は除く）、戸籍の届け出、住民票の写し（広域交付住民票は除く）・戸籍の証明書の交付、印鑑登録・証明書の交付、各種税証明の交付 |
|    | こども保健福祉課<br>☎354-8083             | 児童手当、子ども医療費助成の手続き  |
| 2階 | 市民税課<br>☎354-8133                 | 原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更など（四日市市発行のナンバープレートのみ）                                     |
| 3階 | 保険年金課<br>☎354-8159<br>354-8161    | 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の手続き  |
|    | 介護・高齢福祉課<br>☎354-8427<br>354-8190 | 要介護認定申請の受付、介護保険料の相談・収納など   |
| 9階 | 学校教育課<br>☎354-8250                | 市立小・中学校の転校、新入学手続きなど  |

※外国人市民向けの生活オリエンテーション（生活情報案内）も本庁1階ロビーに開設します（10時～12時、13時～15時）。

※各階とも、開設時間は8時30分～17時15分です。

※地区市民センターは開設していませんのでご注意ください。

四日市市役所

市民・消費生活相談室に寄せられた相談事例などから、安全に安心して消費生活を送るために役立つ情報をお知らせします。

## ～クーリングオフの基礎知識～

冷静に考えれば契約しなかったのに・・・」「怖そうな訪問販売員に強引にせまられ・・・」  
クーリングオフは、このような消費者を救うための制度で、一定の条件の場合に、消費者からの一方的な意思表示のみで、定められた期間内であれば無条件で解除できる制度です。

- ・訪問販売
- ・電話勧誘販売
- ・連鎖販売取引（マルチ商法）
- ・特定継続的役務提供（1か月を超えるエステサロン、2ヶ月を超える学習塾や結婚相手紹介サービス等。いずれも5万円を超えるもの）などが対象になります。

ただし3,000円未満の商品を現金で支払った場合や、自発的に店舗に出向いた買い物、もしくは通信販売はできません。（通信販売の業者によっては、一定期間の返品を認めている場合があります）

ポイントは「期間がある」ということ。クーリングオフ制度について告知のある申込書面・契約書面（法定書面といいます）を受け取ってから8日間（マルチ商法等は20日間）以内の手続きが必要です。

（「解約したい」と思ったら早めに手続きすることが肝心です。クーリングオフについての詳しいことは、市民・消費生活相談室までご相談ください。

◇この記事に関する問い合わせ先  
市民・消費生活相談室 TEL 354-8147 FAX 354-8452

◇契約トラブルに関するご相談は  
相談専用電話 TEL 354-8264  
受付日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
9～12時、13時～16時

### クーリング・オフ

